

## ○甲斐市小規模企業者持続化補助金交付要綱

令和2年9月10日

告示第298号

(趣旨)

第1条 この告示は、小規模企業者の持続的な発展を支援し地域経済の活性化を図るため、経営力向上につながる事業を行う小規模企業者に対して予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、甲斐市補助金等交付規則（平成16年甲斐市規則第48号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、小規模企業者（甲斐市中小企業・小規模企業振興基本条例（平成28年甲斐市条例第29号）第2条第2号に規定する小規模企業者をいう。以下同じ。）が経営計画に基づいた、経営力向上等に資することを目的に実施する事業とする。ただし、当該事業が他の補助制度により補助金を受けている場合については、補助対象としない。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助対象事業を実施する小規模企業者
- (2) 市内に事業所を有し、引き続き市内において事業を継続しようとする者
- (3) 市税等を滞納していない者
- (4) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有しない者

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 補助対象経費、補助率等は別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 補助金の交付決定の日以前に支払を行った経費
- (2) 実績報告の日までに支払が完了していない経費
- (3) 支払金額が証拠書類によって確認できない経費

(4) その他市長が補助対象経費として適当でないと認めたもの

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（次条において「申請者」という。）は、甲斐市小規模企業者持続化補助金交付申請書（様式第1号）に事業計画書を添付して、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、内容について審査し、補助金の交付の可否を決定し、申請者に対し、甲斐市小規模企業者持続化補助金交付決定通知書（様式第2号）又は甲斐市小規模企業者持続化補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(補助事業の内容及び経費の配分の変更)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付の決定後、補助事業の内容及び経費の配分を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、甲斐市小規模企業者持続化補助金変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、承認の可否を決定したときは、甲斐市小規模企業者持続化補助金変更承認（不承認）通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日から起算して1月を経過した日又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに、甲斐市小規模企業者持続化補助事業実績報告書（様式第6号）（次条において「報告書」という。）に事業実績書を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、報告書の提出を受けた場合には、報告書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第7条に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、甲斐市小規模企業者持続化

補助金交付額確定通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知する。

（補助金の請求）

第10条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、甲斐市小規模企業者持続化補助金請求書（様式第8号）により市長に請求しなければならない。

（補助金の交付）

第11条 市長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに補助金を補助事業者に交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 補助対象者の要件に該当しないことが判明したとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合は、甲斐市小規模企業者持続化補助金交付決定取消通知書（第9号様式）により当該補助事業者に通知するものとし、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（補助金の経理等）

第13条 補助事業者は、補助対象経費に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付決定された補助金については、この告示廃止後も、なお効力を有する。

附 則 (令和7年3月4日告示第33号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表 (第4条関係)

経費区分	内容	補助率・限度額
(1) 機械装置等費	事業の遂行に必要な機械装置等の購入に要する経費	補助率：補助対象経費の2分の1
(2) 広報費	パンフレット・チラシ等を作成するため、及び広報媒体等を活用するために支払われる経費	限度額：50万円
(3) 展示会等出展費	新商品等を展示会等に出展し、又は商談会に参加するために要する経費	
(4) 旅費	事業の遂行に必要な情報収集や各種調査を行うため、及び販路開拓等の旅費	
(5) 開発費	新商品の試作品や包装パッケージの試作開発に伴う原材料、設計、デザイン、製造、改良及び加工に要する経費	
(6) 資料購入費	事業遂行に必要な不可欠な図書等を購入するために支払われる経費	
(7) 雑役務費	事業遂行に必要な業務・事務を補助するために、補助事業期間中に臨時的に雇い入れた者のアルバイト代、派遣労働者の派遣料及び交通費として支払われる経費	

(8) 借料	事業遂行に直接必要な機器・設備等のリース料・レンタル料として支払われる経費
(9) 専門家謝金・旅費	事業の遂行に必要な指導・助言を受けるために依頼した専門家等に謝礼及び旅費として支払われる経費
(10) 設備処分費	作業スペースを拡大する等の目的で当該事業者自身が所有する不要な設備機器等を廃棄・処分する、又は借りていた設備機器等を返却する際に修理し、若しくは現状回復するために必要な経費
(11) 人材費	事業承継や従業員の確保、及び育成のために支払われる経費（給与、役員報酬等を除く）
(12) 委託費	上記(1)から(11)に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託（委任）するために支払われる経費（ただし、自ら実行することが困難な業務に限る）
(13) 外注費	上記(1)から(12)に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払われる経費（ただし、自ら実行することが困難な業務に限る）
(14) 事業継続応援費	上記(1)から(13)に該当しない経費であって、市長が認める経費

※算定した補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

甲斐市長 様

住 所  
名 称  
代表者氏名  
電話番号 ( )

甲斐市小規模企業者持続化補助金交付申請書

甲斐市小規模企業者持続化補助金交付要綱第5条の規定により甲斐市小規模企業者持続化補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 補助事業の目的及び内容 事業計画書（別紙）のとおり
- 2 補助対象経費 円
- 3 補助金交付申請額 円
- 4 添付書類
  - (1) 事業計画書
  - (2) 法人（特定非営利活動法人を除く）の場合、貸借対照表及び損益計算書（直近1期分）
  - (3) 個人事業主の場合、直近の確定申告書（第一表、第二表、収支内訳書（1・2面）又は所得税青色申告決算書（1から4面））又は開業届
  - (4) 特定非営利活動法人の場合、次に掲げる書類
    - ア 貸借対照表及び活動報告書（直近1期分）
    - イ 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書
    - ウ 法人税確定申告書（直近1期分）
  - (5) 見積書（50万円以上の物品購入等を伴う場合は相見積書も必要）
  - (6) 住所地及び事業所所在地において納付すべき税に滞納がないことを証する書類
  - (7) 免税事業者及び簡易課税事業者として申請する場合は、別に定める書類

(別紙)

## 事業計画書

### 1 事業実施主体の概要

名称 (商号又は屋号)			
代表者名			
事業所所在地			
資本金又は出資の額			
役員及び従業員の数	役員 人	従業員 人	
主たる業種	<input type="checkbox"/> 商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く) <input type="checkbox"/> 宿泊業・娯楽業 <input type="checkbox"/> 建設業その他( )		
事業者区分	課税事業者・免税事業者・簡易課税事業者・その他( )		
事業の実施期間	交付決定日 ~ 年 月 日		
事務担当者名	氏名		役職
	電話番号		携帯電話 番号
	E-mail		

### 2 現状認識

1 企業概要
2 顧客ニーズと市場の動向

3 自社の強み・弱み

4 経営方針・目標と今後のプラン

3 補助事業の内容

1 事業名（30字以内で記入すること）

2 取組内容

3 事業の効果

4 経費の明細

(単位：円)

経費区分	内容	経費内訳	補助対象経費
		円	円
		円	円
		円	円
(1) 補助対象経費合計			消費税抜・消費税込 円
(2) 補助金交付申請額 (1) × 補助率 1/2 以内 (1, 000円未満切捨て) ※上限額 50万円			円

様式第2号（第6条関係）

第 年 月 日  
第 年 月 日

様

甲斐市長

印

甲斐市小規模企業者持続化補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった甲斐市小規模企業者持続化補助金については、次のとおり交付決定したので、甲斐市小規模企業者持続化補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

- 1 補助金の交付対象となる事業及びその内容
- 2 補助対象経費及び補助金交付決定額

補助対象経費 円

補助金交付決定額 円

様式第3号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

甲斐市長

印

甲斐市小規模企業者持続化補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった甲斐市小規模企業者持続化補助金について、次の理由により不交付決定したので、甲斐市小規模企業者持続化補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

（理由）

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

甲斐市長 様

住 所  
名 称  
代表者氏名  
電話番号 ( )

甲斐市小規模企業者持続化補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定があった甲斐市小規模企業者持続化補助金に係る補助事業の内容等を次のとおり変更したいので、甲斐市小規模企業者持続化補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

変更前	変更後

様式第5号（第7条関係）

第 年 月 日  
第 号

様

甲斐市長

印

甲斐市小規模企業者持続化補助金変更承認（不承認）通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった甲斐市小規模企業者持続化補助金について、次のとおり決定したので、甲斐市小規模企業者持続化補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

承認

1 変更後の補助金交付決定額 円

2 補助金変更の内容等

不承認

理由

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

甲斐市長 様

住 所  
名 称  
代表者氏名  
電話番号 ( )

甲斐市小規模企業者持続化補助事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた甲斐市小規模企業者持続化補助金に係る補助事業が完了したので、甲斐市小規模企業者持続化補助金交付要綱第8条の規定により報告します。

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 添付書類 事業実績書（別紙）

(別紙)

## 事業実績書

### 1 事業実施主体の概要

名 称	
代 表 者 名	
所 在 地	
事 業 名	
事業の実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日

### 2 実施した事業の詳細

#### 1 事業の具体的な取組内容

#### 2 事業の成果・効果

#### 3 今後の課題・展望

3 支出内訳書

経費区分	内 容	補助対象経費 (交付決定時)	補助対象経費 (事業終了時)
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
(1) 補助対象経費合計		消費税抜 ・ 消費税込 円	消費税抜 ・ 消費税込 円
(2) 補助金額 補助対象経費合計の1/2の金額 (1,000円未満切捨て)			円

4 添付書類 事業実施が確認できる資料 (領収書の写し・写真・成果物など)

様式第7号（第9条関係）

第 年 月 日  
第 号

様

甲斐市長



甲斐市小規模企業者持続化補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった甲斐市小規模企業者持続化補助金については、次のとおり補助金の額を確定したので、甲斐市小規模企業者持続化補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

1 事業名

2 交付確定額 円

様式第8号（第10条関係）

年 月 日

甲斐市長 様

住 所  
名 称  
代表者氏名

甲斐市小規模企業者持続化補助金請求書

年 月 日付け 第 号で確定された甲斐市小規模企業者持続化補助金について、甲斐市小規模企業者持続化補助金交付要綱第10条の規定により次のとおり請求します。

1 請求額 円

2 振込先

金融機関名		本支店名	
種 別	普通・当座	口座番号	
(フリガナ) 口座名義			

※通帳の写し（金融機関名、支店名、口座番号が分かるページ）を添付

様式第9号（第12条関係）

第 号  
年 月 日

様

甲斐市長



甲斐市小規模企業者持続化補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した甲斐市小規模企業者持続化補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので、甲斐市小規模企業者持続化補助金交付要綱第12条第2項の規定により通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 交付取消額 円
- 3 取消理由

様式第 1 号 (第5条関係)

様式第 2 号 (第6条関係)

様式第 3 号 (第6条関係)

様式第 4 号 (第7条関係)

様式第 5 号 (第7条関係)

様式第 6 号 (第8条関係)

様式第 7 号 (第9条関係)

様式第 8 号 (第10条関係)

様式第 9 号 (第12条関係)